

## 事例ごとの可否

○いずれも4000万円未満

- 通常工事について、平時2件までのところ、令和3年災害復旧工事発注期間(令和5年度末まで)は3件とする。
- R3度発災の復旧工事を1件以上含む場合、
  - (1)発注者が浜田市のみの場合、最大10件とする。
  - (2)島根県が適用する市町村工事との兼務要件による場合、最大5件とする。

浜田市		計
通常	災害復旧	
2		2
3		3
3	1	4
4	1	5
3	7	10
1	9	10
3	8	11

可否	
○	平時においては2件までとしている。
○	R3度発災による復旧工事の発注が見込まれる令和5年度末までに限り3件までとする。
○	R3度発災の復旧工事を含んでいる。
×	通常工事の兼務は3件を超えることはできない。
○	最大10件まで可とする。
○	最大10件まで可とする。
×	最大の10件を超えている。

○島根県の緩和要件を満たし、かつ浜田市の緩和要件を満たす場合、最大5件とする。

島根県		浜田市		計
通常	災害復旧	通常	災害復旧	
	1		1	2
1		1		2
1			1	2
	1	1		2
2		2	1	5
1	2	1	2	6

可否	
○	災害復旧工事を含んでいる。
×	災害復旧工事が含まれていない。
○	市町村の災害復旧工事を含んでいる。
×	島根県の緩和要件を満たしていない。(市町村の災害復旧工事を含んでいない。)
○	最大5件まで可とする。
×	最大の5件を超えている。